○総務省・国土交通省告示第二号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第三条第五項の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（令和五年総務省・国土交通省告示第二号）の一部を次のように改正し、令和八年十月十六日から適用することとしたので、同条第七項の規定に基づき、公表する。

令和八年九月十八日

総務大臣　林　芳正

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
前文	前文
一　地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項	一　地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項
1　（略）	1　（略）
2　地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の目標	2　地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の目標
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4)　デジタル技術等の活用による利便性・生産性向上の促進	(4)　新たな技術やサービスの活用による利便性向上の促進
二　地域公共交通計画の作成に関する基本的な事項	二　地域公共交通計画の作成に関する基本的な事項
1・2　（略）	1・2　（略）
3　協議会	3　協議会
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　連携促進団体	（新設）
(3)　（略）	(2)　（略）
三　地域公共交通特定事業その他の地域公共交通計画に定める事業に関する基本的な事項	三　地域公共交通特定事業その他の地域公共交通計画に定める事業に関する基本的な事項
1　地域公共交通特定事業について	1　地域公共交通特定事業について
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　公共交通事業者等に求める必要な協力	（新設）
(3)～(7)　（略）	(2)～(6)　（略）
(8)　自動車地域旅客運送サービス再構築事業に関する留意事項	（新設）
(9)　海上運送利便確保事業に関する留意事項	（新設）
(10)～(12)　（略）	(7)～(9)　（略）
2　（略）	2　（略）